人をつなぎ、新しい動きを創る情報マガジン

ねっとWORK

2024. 1 2月号 Vol.104

介護と仕事の両立支援~2025年法改正に向けて~

2025年の法改正による事業主の義務

日本は急速な高齢化社会を迎え、多くの働く世代が家族の介護と仕事の両立に直面しています。 この課題に対応し介護離職を防止するために、2025年4月の法改正では、事業主に下記の義務が新たに課されます。

個別周知と意向確認

従業員が介護が必要な家族を抱える場合、事業主は介護休業制度の利用可能性を個別に周知し、従業員の意向を確認する。 周知事項⇒①介護休業に関する制度、介護両立支援制度等**②介護両立支援制度等の申出先 ③介護休業給付金に関すること 周知・意向の確認方法 ⇒①面談(オンラインも可) ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか

雇用環境の整備

介護休業や介護両立支援制度の申出が円滑に行われるようにするため、事業主は以下の①~④のいずれかの措置を講じる。

- ①介護休業・介護両立支援制度等に関する研修の実施 ②介護休業・介護両立支援制度等に関する相談体制の整備(相談窓口設置)
- ③従業員の介護休業・介護両立支援制度等利用の事例の収集・提供 ④介護休業・介護両立支援制度等の利用促進に関する方針の周知

(※) 介護両立支援制度等 とは、介護休暇、所定外労働の免除、所定労働時間の短縮措置等に関する制度のことです

介護に直面する早い段階(40歳等)での情報提供が必要となります。

その他、以下も改正されます。

- ●要介護状態の対象家族を介護する労働者が、テレワークを選択できるよう事業主に努力義務化
- ●介護休暇について、引き続き雇用された期間が6か月未満の労働者を労使協定に基づき除外する仕組みを廃止

~介護休業制度と介護休業給付金~

介護休業の制度って?

対象となる従業員

労働者(正社員だけでなく、一定の条件を満たすパートタイム労働者も含む)

対象家族

- ・配偶者(事実婚含む)、親、子、兄弟姉妹、祖父母、孫、義父母など
- ・要介護状態(怪我や病気、心身の障害により、2週間以上常時介護を必要とする状態)と認定された家族が対象です

介護休業期間と回数

対象家族一人につき最大3回まで、通算93日まで取得可能

介護休業給付金の計算

休業開始時の賃金日額×休業日数×67%

- ※休業開始時の賃金日額=介護休業開始前6ヶ月間の賃金総額÷180
- ※介護休業給付金の支給額には上限があり、毎年8月に見直されます

その他の介護支援制度

介護休暇、所定外労働の免除、時間外労働・深夜業の制限、 所定労働時間短縮等の措置 など

介護離職を防ぐためには、制度の整備だけではなく、従業員が利 用しやすい職場風土を築くことが重要です。

例えば上司や同僚の理解を促す研修や、社内相談窓口の設置 なども効果的です。

ご要望、ご不明点があればお気軽に当事務所へご相談ください!

仕事と介護の両立支援制度や本記事でご紹介した2025年4月 の法改正情報について、下記の厚生労働省「介護休業制度 特設サイト」もご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudo u/koyoukintou/ryouritsu/kaigo/

治療と仕事の両立支援

~もし自分が病気やケガの治療をしながら働くことになったら~ 治療と仕事の両立支援についてもご紹介します。

厚生労働省は、病気の治療と仕事の両立支援に取り組む ことを、企業の努力義務として法律に盛り込む方針を明 らかにしました(2024年11月22日)。

働く高齢者の増加などに伴い、通院しながら働く人が 年々増えており、2022年には4割に達しています。 これまでは法令上の規程はなく、周知啓発にとどまって いましたが、今後はパワハラ防止などを定める労働瀬策 総合推進法で法的に位置づけることで提案がすすんでい ます。

厚生労働省のサイトには、下記が掲載されてますのでご 覧ください。

- ・両立支援の取組方法
- ・活用可能な制度、助成
- ・相談可能な支援機関
- 取組事例 等

「治療と什事の両立支援ナビ」

https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/

寒さが一段と厳しくなりましたが、皆さまいかがお過ごしでしょうか。

インフルエンザが流行する季節となりましたので、手洗いやうがい、十分な睡眠で予防
に努めていただければと思います。本年も皆さまに支えられ、無事に一年を終えること
ができました。心より感謝申し上げます。来年もより一層お役に立てる情報をお届けで
きるよう、尽力してまいりますので、引き続きよろしくお願いいたします。
どうぞ良いお年をお迎えください!

発行:社会保険労務士法人 MRパートナーズ むさしの労政 武蔵野市吉祥寺本町1-10-31 NMF吉祥寺本町ピル4F

★バックナンバーはHPでも見ることができます http://www.rousei.com

